告示

○総務省告示第八十九号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十七条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第二十七条第六項において準用する同条第一項の規定による報告の概要

熊本県熊本市　交通事業会計

経営健全化計画完了報告（要旨）

1　経営健全化計画の平成27年度実施状況

(1)　計画と具体的な措置の状況

ア　バス事業の移譲

・小峯京塚線を平成27年４月に移譲し、自動車運送事業を廃止

イ　利用促進に向けた取り組み

・市電専用の１日乗車券の発売開始

・市電ＩＣカード定期券等の委託販売窓口を中心市街地へ新たに開設

・市電での熊本地域振興ＩＣカードの運用開始

・熊本県内路線バス等での市電ＩＣカードの運用開始　など

ウ　経営の合理化

・定員管理計画に基づき、職員数を101人から85人へ削減　など

エ　経営基盤の強化

・バス路線委譲に伴い、バス車両等及び営業所用地等を売却　など

(2)　資金不足額解消の状況

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	平成21年度（計画初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）
当初計画　A		542,387	652,455	324,332	397,724	925,474	521,972	1,728,973
解消実績額　B		608,409	747,002	717,606	467,599	1,071,531	848,241	1,878,982
現在計画　C		—	—	—	—	—	—	1,878,982
Ｂ－Ａ又はＣ－Ａ		66,022	94,547	393,274	69,875	146,057	326,269	150,009
資金不足額	5,533,795	4,925,386	4,178,384	3,460,778	2,993,179	1,921,648	1,073,407	—

(3)　資金不足比率の状況

（単位：％）

資金不足比率＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）		平成25年度（第５年度）		平成26年度（第６年度）		平成27年度（第７年度）	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	198.2	206.2	202.1	182.1	176.0	171.1	153.5	155.8	154.4	111.9	100.4	89.4	58.3	—	—

(4)　その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

・資金不足比率を経営健全化基準未満とするための各方策について検証・評価を行う検証シートを作成・公表し、計画の着実な実施に努めた。